

議員年金 の しおり



市議会議員共済会

はじめに

年金受給者の皆様には、日頃より市議会議員共済会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、議員年金を受給される皆様に、継続して年金を受けていただくためには、市議会議員共済会に対して、様々な手続が必要になります。

議員年金の手続につきましては、退職された市議会の事務局を通じて手続をしていただくことになります。

このしおりは、年金に関する重要なことらについてご案内しております。お読みいただき、年金証書、年金額決定・改定通知書と一緒に保管のうえ、今後の手続にお役立ていただけたら幸いに存じます。

市議会議員共済会

も く じ

はじめに

- 1 年金の種類 4
～年金は3種類あります～
- 2 年金のお支払い 6
～3か月分ごとに支払われます～
- 3 年齢により支給が停止されている方 7
～支給の開始をお知らせします～
- 4 生存の確認 9
～年金を受ける権利を確認します～
- 5 扶養親族等申告書 10
～各種控除を受ける方はご提出ください～
- 6 年金支払通知書 11
～年金の支払予定についてお知らせします～
- 7 こんなときは 20
～手続が必要です～
 - 1 届出事項に異動があったとき
 - 2 年金証書を紛失した（損傷した）とき
 - 3 年金額や加入期間の証明が必要なとき
 - 4 源泉徴収票を紛失したとき
- 8 年金の受給権の消滅 22
～受給者が亡くなったときなど～

9	再就職による停止	24
	～再び市議会議員になったとき～	
10	所得に応じた退職年金の支給停止	25
	～退職年金受給者は毎年所得調査があります～	
11	給付の制限	26
	～禁錮以上の刑が確定したとき～	
12	年金額の改定	27
	～物価の変動に伴い年金額が改定されます～	
13	税金と確定申告	28
	～最寄りの税務署にお問い合わせください～	
14	給付を受ける権利の保護	29
15	Q & A	30
	Q1 支給日に年金が振り込まれていないとき	
	Q2 源泉徴収票が送られてこないとき	
	Q3 共済会の年金以外に所得があるとき	
	Q4 扶養親族等申告書が送られてこないとき	

※本文中、次のような略称を使用しています。

共済会……………市議会議員共済会

扶養親族等申告書…公的年金等の受給者の扶養親族
等申告書

源泉徴収票……………公的年金等の源泉徴収票

住基ネット……………住民基本台帳ネットワークシス
テム

1 年金の種類

～年金は3種類あります～

平成23年6月1日に施行された地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号)(以下「廃止法」という。)に基づいて共済会が支給する年金には、次の3種類があります。

退職年金

在職12年以上の議員が退職したときに元議員に支給されます。

遺族年金

次のときに元議員の遺族(下記遺族年金の範囲と順位を参照)に支給されます。

- ① 在職12年以上の議員が亡くなったとき
- ② 退職年金を受けている方や公務傷病年金を受けている方が亡くなったとき
- ③ 議員が公務による傷病で死亡したときや公務による傷病で重度障害の状態となった議員が亡くなったとき

●遺族年金を請求できる方については「遺族年金の範囲と順位」(→5ページ)をご確認ください。

遺族年金の範囲と順位

退職年金を受給されていた方または現職議員の死亡当時に、主としてその収入によって生計を維持していたことが条件となります。

- (1) 議員または議員であった方の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 子※
- (3) 父母
- (4) 孫※
- (5) 祖父母

※上記(2)及び(4)の場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されますが、配偶者がいない場合に限ります。また、18歳以上であっても、議員または議員であった者の死亡の当時から引き続き重度障害の状態で生活資料を得るみちがない場合は、遺族年金の支給を受けることができます。

公務傷病年金

次のときに元議員に支給されます。

- ① 廃止法施行の際に現職の議員が施行日前の公務にもとづく傷病によって、恩給法別表第一号表ノ二に掲げる重度障害の状態となって議員を退職したとき
- ② 廃止法施行の際に現職の議員または施行日前に退職した議員が、施行日以後において施行日前の公務にもとづく傷病により、退職後3年以内に重度障害の状態となったとき

2 年金のお支払い

～ 3か月分ごとに支払われます～

年金の支払いは、年金の種類にかかわらず、3月・6月・9月・12月が支給期月となり、それぞれの支給期月には、その前月分までの3か月分が支払われます。

支給期月	支給日※	支給の内訳
3 月 期	3 月5日	12月・1 月・2 月分
6 月 期	6 月5日	3 月・4 月・5 月分
9 月 期	9 月5日	6 月・7 月・8 月分
12 月 期	12月5日	9 月・10月・11月分

※支給日が金融機関の休業日のときは、直前の営業日に支払われます。

3 年齢により支給が停止されている方

～支給の開始をお知らせします～

支給が開始される年齢について

退職年金は65歳に達する月まで支給が停止されます。ただし、議員になった日と生年月日により65歳に達する前に支給される経過措置が設けられています。

退職年金の支給が開始される年齢は、下表のとおりです。

議員になった日	生年月日	支給開始 年 齢
昭和61年3月31日 以前	—	55歳
昭和61年4月1日～ 平成7年3月31日	—	60歳
平成7年4月1日 以後	昭和20年4月1日 以前	62歳
	昭和20年4月2日～ 昭和22年4月1日	63歳
	昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日	64歳
	昭和24年4月2日 以後	65歳

- 65歳未満であっても、恩給法別表第一号表ノ二に定める重度障害の状態になったときには退職年金が支給されます。詳しくは退職された市議会の事務局にお問い合わせください。

支給が開始される時期について

年齢により支給を停止されている方が、支給が開始される年齢に達したときは、その月の翌月(月の初日生まれの方はその月)分から年金が支給されます。

支給が開始される年齢に達したときは、下表に記載の時期になりましたら、共済会から対象となる年金受給者宛に、年金支給日や提出書類などを記載したお知らせをお送りします。

誕生日	年金の開始 支給 期 月	共済会から お知らせする時期
11月2日～ 2月1日	3 月期	12月下旬
2月2日～ 5月1日	6 月期	3 月下旬
5月2日～ 8月1日	9 月期	6 月下旬
8月2日～ 11月1日	12月期	9 月下旬

4 生存の確認

～年金を受ける権利を確認します～

住基ネットを利用した生存の確認

共済会では、受給者が引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するために、年金の支給期月(→6ページ)の前月に、受給者の皆様の生存確認を行います。

生存の事実については、住基ネットを利用して、指定情報処理機関から受給者の本人確認情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を受け、確認します。

●本人確認情報の提供を受けた結果、生存の事実の確認ができなかったときは、年金の支払いを差し止めることになります。

現況届

住基ネットで本人確認情報の提供を受けることができなかった受給者は、毎年1月に「現況届」のご提出が必要となります。

「現況届」は、住基ネットで本人確認情報の提供を受けることができなかった受給者へ、毎年12月に共済会からご自宅にお送りします。

年金を引き続き受けようとする年の1月1日以後に、お住まいの市区町村長の証明を受け、退職された市議会の事務局にご提出ください。

●提出期限までに、「現況届」の提出がないときは、提出があるまで3月期以後の年金の支払いを差し止めることになります。

5 扶養親族等申告書

～各種控除を受ける方はご提出ください～

源泉徴収の対象になる年金

退職年金は、所得税法では雑所得に区分されます。このため、共済会は、退職年金を支給する際に所得税を源泉徴収します。下表に該当するときは所得税の課税対象になります。

年 齢	共済会から受ける1年間の年金額
65歳未満	108万円以上
65歳以上	158万円以上

- 退職年金受給者には、毎年1月下旬に共済会から前年に支払われた退職年金の「源泉徴収票」をご自宅にお送りします。
- 遺族年金・公務傷病年金は課税されません。
- 確定申告やその他税金について、ご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にご相談ください。

扶養親族等申告書

源泉徴収の対象になる方が所得税法上の各種控除（本人分の基礎的控除を除く人的控除）を受けるためには、「扶養親族等申告書」の提出が必要になります。

「扶養親族等申告書」は、源泉徴収の対象になる方へ、毎年11月中旬に共済会からご自宅にお送りします。提出期限までに市議会議員共済会へご提出ください。

6 年金支払通知書

～年金の支払予定についてお知らせします～

年金支払通知書

「年金支払通知書」は、お支払いを予定している共済会の年金について、支給日と支払額をあらかじめお知らせするものです。

支給額に変更が生じた場合には、その都度お送りします。なお、年金支払通知書は再発行できませんので大切に保管してください。

(1) 退職年金受給者

年に2回、2月下旬と8月下旬に共済会から受給者のご自宅にお送りします。

① 2月下旬にお送りする年金支払通知書には、扶養親族等申告書の提出状況及び申告内容があわせて記載されています。

〒 102-0093

東京都千代田区平河町2-4-2
全国都市会館6階

共済 五郎 様

(15615)

1 年金支払通知書

令和6年3月期・6月期の支払予定
年金支払通知書は年2回（2月、8月）

年金の支給予定日		年金
令和6年3月5日 (5年12月分から 6年2月分まで)	支給額	
	過払返納額	
	所得税額	
令和6年6月5日 (6年3月分から 6年5月分まで)	差引支払額	
	支給額	
	過払返納額	
	所得税額	
	差引支払額	
備考		

2 扶養親族等申告書の提出状況

市議会議員共済会への扶養親族等申告書の提出状況

申告内容	本人	配偶者の有無	
		一般の障害者	
		特別障害者	
		寡婦	
	配偶者	ひとり暮らし	
		源泉控除対象配偶者	
		一般控除対象配偶者	
		老人控除対象配偶者	
	控除対象扶養親族（16歳以上）	障害	一般の障害者
			特別障害者
			同居特別障害者
			控除対象扶養親族
	障害者（16歳未満）	障害	特定扶養親族（19歳以上23歳未満）
			老人扶養親族（70歳以上）
			一般の障害者
			特別障害者
			同居特別障害者
	住民税	障害	障害の扶養親族
			一般の障害者
			特別障害者
			同居特別障害者
			16歳未満の扶養親族

作成日 令和6年2月22日

所属議会 共済市

年金証書番号 退職 第 1561560 号

生年月日 昭和21年11月30日

氏 名 共済 五郎

支 払 者 東京都千代田区平河町 2 - 4 -

市議会議員共済会

電話 03-3262-5239

FAX 03-3222-0658



1561560

定を次のとおりお知らせします。

1) 送付しますが、支払予定額に変更が生じた場合には、その都度送付します。

の支給予定額		
250,000	円	
0	円	
0	円	
250,000	円	
250,000	円	
0	円	
0	円	
250,000	円	

ご指定いただいている年金受取金融機関	
銀 行 等	共済信用金庫
支 店 名	麹町
預 金 種 別	普通預金
口 座 番 号	0130 * * *
郵 便 局 名	
備 考	

の申告内容 (令和6年申告分)

申告書の提出状況についてお知らせいたします。

無	1
者	-
者	-
婦	-
親	-
者の有無	1
偶者	1
偶者	-
者	-
者	-
者の人数	-
(3歳未満)の人数	-
(上)の人数	-
者の人数	-
者の人数	-
者の人数	-
者の人数	-
者の人数	-
者の人数	-
者の人数	-

(留意事項)

◆市議会議員共済会からお支払いする退職年金の額が次の①、②の場合、市議会議員共済会からお支払いする年金については、所得税の源泉徴収の対象とならないため、「あなたは、市議会議員共済会へ扶養親族等申告書を提出する必要はありません」と印字しています。

- ① 65歳以上の方 … 158万円未満の方
② 65歳未満の方 … 108万円未満の方

◆所得税の源泉徴収の対象とならない方については、市議会議員共済会において年金をお支払いする段階では、所得税の各種控除は適用されません。

【本人、配偶者の欄】

該当する場合には「1」と印字しています。該当しない場合は「-」と印字しています。

【控除対象扶養親族（16歳以上）、障害者（16歳未満）の欄】

該当する場合には、その人数を印字しています。該当しない場合は「-」と印字しています。

【16歳未満の扶養親族を住民税の欄に記入された方】

記入されている人数を印字しています。記入されていない場合には「-」と印字しています。

② 8月下旬にお送りする年金支払通知書には、所得に応じた退職年金の支給停止措置(→25ページ)の結果があわせて記載されています。一部支給停止該当者及び支給停止非該当者には、こちらの通知書をお送りします。

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-4-2
全国都市会館6階

共済 太郎 様

000001 (15615)

1 年金支払通知書

令和6年9月期・12月期の支払予定
年金支払通知書は年2回(2月、8月)
なお、今回の年金支払通知書は、下

年金の支給予定日	年金
令和6年9月5日 (6年6月分から 6年8月分まで)	支給額 過払返納額 所得税額 差引支払額
令和6年12月5日 (6年9月分から 6年11月分まで)	支給額 過払返納額 所得税額 差引支払額

2 令和6年度 退職年金の

法規定に基づく所得調査の結果、「前
ます。

令和6年9月期から令和7年6月期ま

退職年金の支給停止措置(前年

計 算 手 順	① 退職年金の年額
	② 前年における所得金額 (
	③ 退職年金の年額と前年に
	④ 700万円を超える金額 (③の金額が700万円を超
	⑤ 支給停止額 (退職年金の となります。非該当の場合
	⑥ 支給年金額 (①から⑤を
	⑦ ⑥の支給年金額から差し 給付制限に該当している

⑧ あなたに支給する年金の支

※退職年金の支給停止措置に該当されて

備 考	
-----	--

作成日 令和6年8月28日

所属議会 共済市

年金証書番号 退職 第 1561561 号

生年月日 昭和29年11月22日

氏 名 共済 太郎

支 払 者 東京都千代田区平河町 2 - 4 -

市議会議員共済会

電話 03-3262-5239

FAX 03-3222-0658



1561561

を次のとおりお知らせします。

月) 送付いたしますが、支払額に変更が生じた場合には、その都度送付いたします。
表②⑧「あなたに支給する年金の支払額」に応じた年金支給予定金額となります。

の支給予定額	ご指定いただいている年金受取金融機関
187,500 円	銀 行 等 共済信用金庫
0 円	支 店 名 平河町
0 円	預 金 種 別 普通
187,500 円	口 座 番 号 1234 * * *
187,500 円	郵 便 局 名
0 円	備 考
0 円	
187,500 円	

の支給停止措置に関するお知らせ

前年の所得に応じた退職年金の支給停止措置」について、次のとおりお知らせいたし

で退職年金の一部が支給停止となります。

の所得に応じた退職年金の支給停止)	該当
	1,000,000 円
退職年金及び市議会議員報酬等を除いた所得金額)	6,500,000 円
おける所得金額との合計額 (①と②の合計額)	7,500,000 円
える場合、③の金額と700万円の差額)	500,000 円
支給停止措置が該当の場合は、④の2分の1の金額が支給停止 合は0円と表示しています。)	250,000 円
差し引いた後の額が支給する年金額となります。)	750,000 円
引く額 (互助会設立前の在職期間を有する場合の控除額及び 場合の給付制限額の合計額)	- 円
払額 (⑥-⑦) (この支払年金額は①年金支払通知書の支払額の算 出根拠になっており、来年の6月支給期までの支 払年金額となります。)	750,000 円

いない場合、②~④について「-」と表示しています。

③ 8月下旬にお送りする年金支払通知書には、所得に応じた退職年金の支給停止措置(→25ページ)の結果があわせて記載されています。全額支給停止該当者には、こちらの通知書をお送りします。

〒 102-0093

東京都千代田区平河町2-4-2
全国都市会館6階

共済 次郎 様

000001 (15615)

令和6年度 退職年金の

法規定に基づく所得調査の結果、前年と比較して減少しています。

令和6年9月期から令和7年6月期までの期間について

退職年金の支給停止措置(前年と比較して減少した場合)

計 算 手 順	① 退職年金の年額
	② 前年における所得金額 (前年9月期から令和7年6月期までの期間について)
	③ 退職年金の年額と前年における所得金額の差額
	④ 700万円を超える金額 (③の金額が700万円を超える場合は700万円を超過する部分のみ)
	⑤ 支給停止額 (退職年金の年額と④の金額の差額となります。非該当の場合は0円です)
	⑥ 支給年金額 (①から⑤を差し引いた金額となります)
	⑦ ⑥の支給年金額から差し引くべき金額 (給付制限に該当している場合は給付制限額を超過する部分のみ)

⑧ あなたに支給する年金の支払額

※退職年金の支給停止措置に該当されている場合は、⑦の金額を差し引いた金額となります。

備 考	
-----	--

作成日 令和6年8月28日

所属議会 共済市

年金証書番号 退職 第 1561562 号

生年月日 昭和29年11月23日

氏 名 共済 次郎

支 払 者 東京都千代田区平河町2-4-

市議会議員共済会

電話 03-3262-5239

FAX 03-3222-0658



見
本

の支給停止措置に関するお知らせ

前年の所得に応じた退職年金の支給停止措置」について、次のとおりお知らせいたし
で退職年金の全額が支給停止となります。

の所得に応じた退職年金の支給停止)	該当
	1,000,000 円
退職年金及び市議会議員報酬等を除いた所得金額)	8,500,000 円
おける所得金額との合計額 (①と②の合計額)	9,500,000 円
える場合、③の金額と700万円の差額)	2,500,000 円
支給停止措置が該当の場合は、④の2分の1の金額が支給停止 合は0円と表示しています。)	1,250,000 円
差し引いた後の額が支給する年金額となります。)	0 円
引く額 (互助会設立前の在職期間を有する場合の控除額及び 場合の給付制限額の合計額)	- 円
払額 (⑥-⑦)	0 円

いない場合、②～④について「-」と表示しています。

(2) 遺族年金受給者

年に 1 回、2 月下旬に共済会から受給者
のご自宅にお送りします。



年金支払通知書

令和6 年中の支払予定を次のとおりお知らせいたします。
(支払額に変更が生じた場合には、その都度送付します。)

令和 6年 3月 5日 (5年 12月分から 6年 2月分まで)	支 給 額	125,000 円
	過払返納額	0 円
	所 得 税 額	0 円
	差引支払額	125,000 円
令和 6年 6月 5日 (6年 3月分から 6年 5月分まで)	支 給 額	125,000 円
	過払返納額	0 円
	所 得 税 額	0 円
	差引支払額	125,000 円
令和 6年 9月 5日 (6年 6月分から 6年 8月分まで)	支 給 額	125,000 円
	過払返納額	0 円
	所 得 税 額	0 円
	差引支払額	125,000 円
令和 6年 12月 5日 (6年 9月分から 6年 11月分まで)	支 給 額	125,000 円
	過払返納額	0 円
	所 得 税 額	0 円
	差引支払額	125,000 円
備 考		
ご指定いただいている年金受取金融機関		
銀 行 等	共済信用金庫	
支 店 名	麹町	
預 金 種 別	普通預金	
口 座 番 号	0130 * * *	
郵 便 局 名		
備 考		

令和6年2月22日 作成

支払者 東京都千代田区平河町 2-4-2
市議会議員共済会



7 こんなときは

～手続きが必要です～

次のようなときには、退職された市議会の事務局に必要書類をご提出ください。

1 届出事項に異動があったとき

提出書類

① お名前を変更したとき

「異動届」*¹、「年金証書」、氏名変更後の「戸籍抄本」

② 金融機関を変更したとき「異動届」*¹

③ お引越をしたとき

住基ネットで住所異動を確認するため、書類の提出は必要ありません。ただし、住基ネットでの確認には時間を要する場合がありますので、お急ぎの場合は共済会にご連絡ください。

※退職年金受給者が住所を異動した場合、「許諾書」*²を改めて提出していただく必要があります。

※海外転出等の理由により住所の異動を住基ネットで確認できない場合には「異動届」*¹等の書類の提出が必要になります。

※金融機関の合併や店舗の統廃合によって口座番号に変更があったときも、退職された市議会の事務局に必要書類をご提出ください。

2 年金証書を紛失した（損傷した）とき

提出書類

「年金証書再交付申請書」

※年金証書を損傷したときは、その年金証書を申請書と併せてご提出ください。

※年金証書は、年金を受ける権利を証明する重要な書類ですので、大切に保管してください。

3 年金額や加入期間の証明が必要なとき

提出書類

- ① 年金額の証明が必要なとき
または
- ② 加入期間の証明が必要なとき
「市議会議員共済会年金額
・ 加入期間の証明申請書」

※当年の年金額の証明は、見込額での証明になります。

※加入期間の証明は、昭和36年7月1日から平成23年5月31日までになります。

※年金額と加入期間の両方の証明が必要なときは、1枚の申請書で併せて申請ができます。

4 源泉徴収票を紛失したとき

源泉徴収票(→10ページ)を紛失したときは、再発行しますので、退職された市議会の事務局にご連絡ください。共済会から退職された市議会の事務局またはご自宅にお送りします。

※源泉徴収票は、確定申告の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

●提出書類に次のような略称を使用しています。

- *1 異動届…共済給付金受給権者異動届
- *2 許諾書…地方議会議員共済会による所得情報取得についての許諾書

8 年金の受給権の消滅

～受給者が亡くなったときなど～

退職年金受給者

退職年金受給者(元議員)がお亡くなりになった場合、退職年金を受ける権利(受給権)は消滅します。

ただし、次に定める遺族がいる場合には、遺族の範囲と順位にしたがって遺族年金(退職年金の年額の2分の1の額)が支給されます。

遺族年金の範囲と順位

退職年金を受給されていた方または現職議員の死亡当時に、主としてその収入によって生計を維持していたことが条件となります。

- (1) 議員または議員であった方の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 子※
- (3) 父母
- (4) 孫※
- (5) 祖父母

※上記(2)及び(4)の場合、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給されますが、配偶者がいない場合に限ります。また、18歳以上であっても、議員または議員であった者の死亡の当時から引き続き重度障害の状態で生活資料を得るみちがない場合は、遺族年金の支給を受けることができます。

遺族年金受給者

遺族年金受給者が次に該当した場合には、遺族年金を受ける権利(受給権)を失います。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻したとき（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 三親等内の親族以外の者の養子になったとき
- (4) 死亡した議員であった者との養子縁組が解消されたとき
- (5) 子または孫については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（ただし、重度障害の状態で生活資料を得るみちがない者は除く。）
- (6) 重度障害の状態で生活資料を得るみちがないため、遺族年金を受けていた者がその事情がなくなったとき

※遺族年金の受給者が民法、戸籍法による復氏や姻族関係を終了した場合においても、上記(1)～(6)に該当しない限り、遺族年金の受給権を失うことはありません。

受給権が消滅した場合

年金受給者が前述のいずれかに該当した場合には、退職された市議会の事務局にご連絡ください。

連絡が遅れますと、本来受けるべきでない年金が生じて、共済会へ返納しなければならぬことがありますので、ご連絡はお早めをお願いします。

9 再就職による停止

～再び市議会議員になったとき～

退職年金受給者及び公務傷病年金受給者が再び市議会議員になったとき(以下「再就職」という。)は、その翌月分から退職年金の支給が停止されます。ほかの市の議員になったときについても同様に退職年金の支給が停止されます。

再就職にかかる手続は市議会の事務局を通じて行っていただくことになります。

市議会議員共済会の受給者が国会議員や都道府県議会議員、町村議会議員になったときは退職年金の停止はありません(次ページの所得に応じた退職年金の支給停止に該当した場合を除く)。



10 所得に応じた退職年金の支給停止

～退職年金受給者は毎年所得調査があります～

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額(住民税の課税総所得金額ベース(分離課税に区分される所得は除く))との合計が700万円を超える場合、700万円を超える金額の2分の1に相当する金額の支給が停止されます。

支給停止額が退職年金の年額を上回った場合は、退職年金の全額が支給停止となります。

支給停止期間は、調査年9月の支給期月から翌年6月の支給期月(調査年6月分から翌年5月分)までとなります。

- 共済会では毎年6月、前年までに議員を退職したすべての退職年金受給者を対象に、調査年度の前年分の所得調査を行います。

11 給付の制限

～禁錮以上の刑が確定したとき～

年金受給者が禁錮以上の刑に処せられたときには、刑が確定した月の翌月分から年金の全部または一部の支給が停止されることになります。

禁錮以上の刑が確定したときには、退職された市議会の事務局にご連絡ください。

なお、実刑のときと刑の執行が猶予されたときの給付の制限はそれぞれ次のとおりになります。

実刑のとき

刑期が終了する月まで年金額の全額の支給が停止されます。

刑期が終了した月の翌月分からは、年金額の20%に相当する額を減じた額が支給されます。

刑の執行が猶予されたとき

執行猶予期間が満了する月まで年金額の20%に相当する額が停止されます。

執行猶予期間が満了した月の翌月分からは、年金額が全額支給されるとともに、執行猶予期間中に停止されていた金額が支給されます。

12 年金額の改定

～物価の変動に伴い年金額が改定されます～

退職年金、公務傷病年金及び遺族年金の額は、物価スライドにより改定が行われます。物価スライドによる年金額の改定とは、年金の実質的な価値を維持するために、総務省統計局作成の全国消費者物価指数の変動に応じて自動的に行われるものです。

年金額が改定となる年金受給者には、共済会から年金額改定通知書をもって改定後の年金額をお知らせします。

年金額改定通知書は年金証書、年金額決定・改定通知書と一緒に大切に保管してください。



13 税金と確定申告

～最寄りの税務署にお問い合わせください～

税金と確定申告に関してご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。



14 給付を受ける権利の保護

差押えの禁止

共済給付金を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることはできません。

ただし、退職年金または退職一時金を受ける権利を国税、地方税の滞納処分により差し押さえる場合はこの限りではありません。

年金を担保とした融資制度の終了

年金受給者については、日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から年金を担保に融資を受けることのできる制度がありましたが、令和2年の年金制度の法律改正により、令和4年3月末をもって、新規貸付の申込受付は終了しました。

15 Q & A

支給日に年金が振り込まれていないとき

Q1) 支給日に年金が振り込まれていないようです。もしかしたら、届出の口座番号を誤って記入してしまったかもしれません。どうしたらよいでしょうか？

A1) 届出の口座番号が誤っていたときには、共済会から退職された市議会の事務局に連絡します。
受給者は退職された市議会の事務局から連絡がありましたら、口座番号などをお確かめのうえ、退職された市議会の事務局にご連絡ください。
その後、共済会から再度振込手続きを行うこととなりますので、振込先がゆうちょ銀行のときは約1週間、ゆうちょ銀行以外の金融機関では2、3日かかる場合があります。

源泉徴収票が送られてこないとき

Q2) 遺族年金を受けていますが、源泉徴収票が送られてきません。なぜでしょうか？

A2) 遺族年金と公務傷病年金は、所得税の課税の対象ではありませんので、源泉徴収票はお送りしていません(→10ページ)。
年金額を証明する書類が必要な場合は、「市議会議員共済会年金額の証明書」(→21ページ)を発行しておりますので退職された市議会の事務局までご連絡ください。

共済会の年金以外に所得があるとき

Q3) 私は事業を営んでおり共済会から支給される年金以外に所得がありますが、そのことにより、共済会から支給される年金が停止されますか？

A3) 退職年金の場合、共済会から支給される年金以外の所得が多いときには、年金の支給が一部または全額停止されることがあります。

詳しくは25ページの「所得に応じた退職年金の支給停止」をご覧ください。遺族年金・公務傷病年金の場合、共済会から支給される年金以外に所得がある方であっても、共済会から支給される年金が一部または全額停止されることはありません。

扶養親族等申告書が送られてこないとき

Q4) 昨年までは「扶養親族等申告書」が送られてきましたが、今年は送られてきません。「扶養親族等申告書」の提出ができませんが、所得税が多く徴収されてしまうのでしょうか？

A4) 共済会から支給される年金額が158万円未満の方は、65歳となる年から、課税の対象ではなくなります。

そのため、「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

詳しくは10ページの「扶養親族等申告書」をご覧ください。

連 絡 先

手続は、退職された市議会の事務局を通じて行っていただくことになります。

退職された市議会の事務局

市議会の事務局の連絡先をご記入ください。

_____ 議会事務局

電話 _____

お問い合わせやご相談のときは、年金の種類、年金証書番号が必要になります。

年 金

年金証書をご確認のうえ、ご記入ください。

年金の種類（○をつけてください。）

退職年金・遺族年金・公務傷病年金

年金証書番号

第 _____ 号

元議員氏名

受給者氏名

続柄

議員年金のしおり

平成15年12月	初 版
平成15年12月	発 行
令和 5 年12月	改 訂

編 集 市議会議員共済会
〒102 - 0093
東京都千代田区平河町 2 - 4 - 2
TEL 03 - 3262 - 5239
FAX 03 - 3222 - 0658
<https://www.si-gichokai.jp/kyousai/>
業務時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

*乱丁、落丁はお取り替えいたします。

